

平成 18 年 11 月 21 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

住友信託銀行株式会社との訴訟上の和解成立について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄、以下 MUFG) ならびにその子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行および三菱 UFJ 信託銀行株式会社に対して、住友信託銀行株式会社より提訴され、東京高等裁判所に係属中であった損害賠償請求訴訟(以下、本件訴訟事件)につき、同高等裁判所による和解勧告を受け、本日、MUFG が 25 億円の解決金を住友信託銀行株式会社に支払うことを骨子とする訴訟上の和解が成立しました。これにより、MUFG グループと住友信託銀行株式会社との本件訴訟事件は円満かつ全面的に解決しました。

以 上